

平成25年12月5日（木）

日程第16 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成25年度橋本市一般会計補正予算（第4号））

○議長（石橋英和君）日程第16 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成25年度橋本市一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）補正予算説明書の11ページ、教育費の部分で、南馬場緑地広場グラウンド整備工事費1,564万8,000円についてお尋ねいたします。12月議会の冒頭の市長説明の中で、今回のこれに関しては9月16日の台風18号による災害関連費並びに災害復旧費と並行して施工する南馬場緑地広場グラウンド整備ということで、国体準備に要した経費ということで計上されているんですけれども、当初よりこれはわかっていたものじゃないんですか。当初予算にこれが組み込まれずに、これが補正でここで上がってくる理由について、お尋ねをまずさせていただきたいと思えます。

それと、13ページ、公立学校施設災害復旧に要する経費、修繕料220万4,000円、それとその下の観光施設災害復旧に要する経費294万8,000円については、詳細をお教えてください。

以上3点、お願いいたします。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）まず、国体の関連で南馬場緑地広場グラウンド整備工事費のご質問でございますけれども、南馬場のグラウンド整備につきましては、今年度で設計監理料を予算計上してございます。工事費につきま

しては、翌年度26年度で予算化する予定であったんですけども、9月16日の台風18号によりまして、グラウンドが被害を受けたということで、災害復旧工事費の対象になりますので、そのときに一緒に工事をするというのがコスト削減につながるということで予算化したものです。

もともと災害復旧費につきましては、原則は原形復旧です。今現在、御所土になつておもうんですけども、災害復旧工事費で認められるのが御所土に戻すということになるんですけども、国体につきましては、黒土に入れ替える予定でございました。もうこの災害復旧費事業に合わせて、一旦御所土で入れますと、再度また黒土に入れ替えなければならないということで、今回は災害復旧費に合わせて、市単独費として黒土を入れ替えるということによってコスト削減が図れるということにつながると思います。

なお、先だってですけども、災害の国の査定がございまして、黒土に入れ替えることも災害復旧費として認めていただきました。そのことによりまして、現在専決予算しているんですけども、グラウンド整備工事費の1,564万8,000円というのが不用になります。災害復旧費として、災害復旧工事の中で認められますので、不用になります。

以上でございます。

○議長（石橋英和君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）公立学校施設災害復旧に要する経費で修繕料220万4,000円の説明でございます。今回の台風で、まず一つ、学文路小学校のプールが大谷川の関連で、大谷川の水が逆流をしてプールに流入するということがございました。このときにプールの

ろ過機が故障いたしておりまして、これを修繕する費用として120万4,000円の予算を措置させていただきました。それから、同じく高野口中学校の教室の床が、大雨でベランダ側から水が流れ込みまして、排水し切れずに教室が浸水したという状況が発生いたしました。この床フローリング等の修繕に要する経費として100万円の修繕費を計上させていただきました。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（大倉一郎君）観光施設災害復旧に要する経費の中で294万8,000円の修繕料でございますけれども、9月の台風によるやどり温泉の法面の崩壊の費用に57万1,000円、同じくやどり温泉の水道の水源地向への侵入道路の復旧、また斜面の崩壊の費用に157万5,000円、同じくその付近に五光の滝の修繕45万8,000円、また、やどり温泉の駐車場、防護柵の修繕に34万3,000円、合わせて294万8,000円の修繕となっております。

○議長（石橋英和君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）まず一つ一ついきます。

一番初めの南馬場緑地の件ですけれども、とりあえず市の持ち出しは、今のご説明でいくと、もうなくなったということで、ちょっとほっとはしているんですけれども、今も今回の国体に向けてこの会場を使うということでいくと、来年度、もし仮に同じような状態になったとすると、これだけのお金がまたかかってくるわけですね。先ほどの説明でいくと、災害復旧費にその場合だと含まれていくという認識でいいのかどうか、まず再度質問させていただきますと思います。

それと、学校の修繕費に関してですけど、高野口中学校の雨水が中に入ってきて、フローリングの修繕ということですけど、通常で考えると、全て窓とか全部閉めた状態であれば、浸入というのはあんまり考えられにくい

んですけど、今回、それが特別何でそんなにあふれるような状況になったのか、もう少し詳しい状況をご説明いただきたいと思います。

以上、その2点、お尋ねさせていただきます。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）今回、災害復旧費の中で黒土を認めていただいたということで、来年、もし同じようなことがあれば、今度、黒土が原形ということになりますので、原形復旧ということで、災害の復旧の対象になります。

○議長（石橋英和君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）高野口中学校の建物の外観上といいますか、建物そのものの問題もあろうかと思えますけれども、一旦ベランダにたまった水が、通常ですと、とゆ等を通じて外側に流れるような対応をするんですけども、全て排水し切れずに、教室に逆に流入したということでございます。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）12ページ、13ページにかけてなんですけど、先ほども議論あったんですけど、公共都市施設災害復旧に要する経費7,500万円の関連で、補正額の財源内訳のところ国県支出金が1,334万円、地方債が6,160万円というふうになっているわけですが、その災害復旧の場合、その多くの部分は国が負担してくれると。先ほどグラウンドの議論がありましたが、グラウンドであれば100%国が負担してくれると。これはどういうことに7,500万円に対して地方債を6,160万円も起こさんなんど。この辺の整合性といいますか、説明いただけますか。

○議長（石橋英和君）財政課長。

○財政課長（吉本孝久君）ただ今の6,160万円の地方債の件でございますけれども、単独災害

といたしまして予算計上しております手数料280万円と委託料1,820万円、これにつきましては単独災害の起債の充当100%で、交付税算入が47.5%ございます。補助災害分といたしまして、復旧工事費5,400万円、この5,400万円から国庫補助金1,334万円を引いた4,066万円、これも起債が100%充当となっております。交付税算入は95%となっております。

以上です。

○議長（石橋英和君）よろしいですか。

○3番（富岡清彦君）はい、わかりました。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

12番 清水君。

○12番（清水信弘君）13ページなんですけれども、金額とかそんなじゃないんですけれども、南馬場緑地広場グラウンド流竹木処理委託料で出ているんですけれども、橋本市が知らなかったら知らなかったで、それは仕方ないと思うんですけれども、この流木なんか、最終的にはどう処理されたか、木の生命が奪われていますので、そのまま燃やしてしまうのは大変もったいないような気がしますし、かわいそうな気がしますし、知っていたら教えてください。

○議長（石橋英和君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）今回、流木の処理費の委託料として1,300万円の予算を組ませていただいておりますが、この予算は一定の長さといいますか、に切り落としまして、広域ごみ処理施設へ持ち込む委託料ということになります。

○議長（石橋英和君）20番 樽井君。

○20番（樽井豪男君）1点だけ再度確認したいんですけれども、先ほど総務部長は南馬場で黒土と言われとるんですけれども、これが真砂土の細かい土ということなのか、黒なのか。かなり意味合い違ってくるんでね。多分現場自身が割と御所土の白土なので、それを恐ら

く災害復旧して黒土に変えたらいろんなまた会計上問題が出てくるんじゃないかと思うんですけども、恐らく真砂土のきめ細かい土と私は思うんですけども、そこらの黒か白か、再度確認します。

○議長（石橋英和君）理事。

○理事（吉田長司君）一般というか、中学校、高校のグラウンドに敷いています土でございます。黒ということではございません。広島産の細粒の5ミリ以下の振るいにかかる土でございます。ということで、一般にグラウンドということで使われている、かなり高級な土でございます。黒ということではございません。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております承認第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第1号 専決処分事項の承認について（平成25年度橋本市一般会計補正予算（第4号））を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。
よって、本件は承認することに決しました。

日程第17 承認第2号 専決処分事項の承認について(土地の処分について)

○議長(石橋英和君)日程第17 承認第2号 専決処分事項の承認について(土地の処分について) を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております承認第2号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第2号 専決処分事項の承認について(土地の処分について) を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

この際、10時45分まで休憩いたします。

(午前10時27分 休憩)